

## —政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

( 第 532 号 )

# 国家発展改革委員会・商務部、 外商投資に対し事前安全審査制度導入へ 国家安全に関わる産業等が対象

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国国家発展改革委員会、商務部は2020年12月19日に『外商投資安全審査弁法』（中華人民共和国国家発展改革委員会 中華人民共和国商務部令第37号、以下『本法』という）を公布しました。国は軍事・軍需、国家安全に関わる重要な農産物、重大装備製造、重要な情報技術、重要な金融サービス、基幹技術などにおける、外資企業による投資、企業設立、国内企業の持分や資産の取得などに対し、作業メカニズム弁公室を設置し、国家安全保障の観点から、事前審査・許可制度の導入を開始しました。『本法』は2021年1月18日より施行されます。

## □ 『本法』公布の背景

中国における外商投資はこれまで、大幅に改革されてきました。

2011年の「外商投資安全審査制度<sup>1</sup>」構築以来、その審査制度は当初の「個別審査」から、「届出制<sup>2</sup>」（2013年に自由貿易試験区にて試行後、2016年から全国展開）に変更されました。

さらに2020年1月施行の『中華人民共和

「個別審査制」

「届出制」  
（2013年自貿区試行後、2016年から全国展開）

「外商投資情報報告制」  
（2020年1月から）

<sup>1</sup> みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第149号）：

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0153-XF-0701.pdf>

みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第188号）：

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0192-XF-0701.pdf>

<sup>2</sup> みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第430号）：

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0446-XF-0105.pdf>

国外商投資法<sup>3</sup>及び『外商投資法実施条例<sup>4</sup>』により、「外商投資情報報告制度」に変更されました。

これにより、外国投資家を対象とする「参入前内国民待遇」+「ネガティブリスト」という管理モデルが確立され、外商投資の利便性は着実に向上してきました。

『本法』は外商投資を積極的に促進するとともに、国家安全リスクの予防と解決を通じた国家安全保障の実現（開放と安全を同様に重んじる）を目的とし、『中華人民共和国外商投資法』『中華人民共和国国家安全法』を法律の根拠として制定されました。今後は、「安全審査」は「ネガティブリスト」及び「外商投資情報報告制度」と合わせ、中国における外資企業管理の根幹的枠組みを成すとみられています。

## □ 『本法』の対象について

「外商投資」のうち、事前申告対象となるものについては、下図の通り定めています。

【図表1】『本法』の事前申告対象

### 『本法』の「外商投資」とは

外国投資家が直接、または間接的に中華人民共和国国内で実施する以下の投資活動

- ◆ 外国投資家単独または他の投資家と共同による、国内での新規プロジェクトへの投資もしくは企業の設立
- ◆ 外国投資家による、買収合併を通じた国内企業の持分もしくは資産の取得
- ◆ 外国投資家による、其他方式での国内投資（第二条）

#### 事前申告対象

- 軍需産業、軍需関連など国防・安全に関わる分野への投資及び軍事施設・軍需産業施設周辺地域への投資
- 国家安全に関わる重要な農産物、重要なエネルギーと資源、重大装備製造、重要なインフラ、重要な輸送サービス、重要文化製品・サービス、重要な情報技術とインターネット製品・サービス、重要な金融サービス、基幹技術及びその他重要な分野への投資で、かつ投資企業の実質的支配権<sup>※</sup>を取得する場合（第四条）

（『外商投資安全審査弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

※投資企業の実質的支配権とは、以下の状況が含まれます。

- ✓ 外国投資家が 50%以上の持分を保有する
- ✓ 外国投資家が保有する持分の比率は50%に満たないものの、その議決権は取締役会、株主会または株主総会の決議に重大な影響を与えることができる
- ✓ 外国投資家が企業の経営判断、人事、財務、技術などに重大な影響をもたらし得るその他のケース

## □ 審査に関わる提出資料

国は国家発展改革委員会に「外商投資安全審査作業メカニズム」を設置し、安全審査の責任を担わせます。前記「事前申告対象」に係る外商投資について、右記の資料を提出するとしています。

### 審査に関わる提出資料

- ✓ 申告書（外国投資家の名称、住所、経営範囲、投資の基本状況などを明記）
- ✓ 投資プログラム
- ✓ 外商投資が国家安全に影響を与えるか否かに関する説明
- ✓ 作業メカニズム弁公室が定めるその他資料

<sup>3</sup> みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第482号）：

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0507-XF-0105.pdf>

<sup>4</sup> みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第504号）：

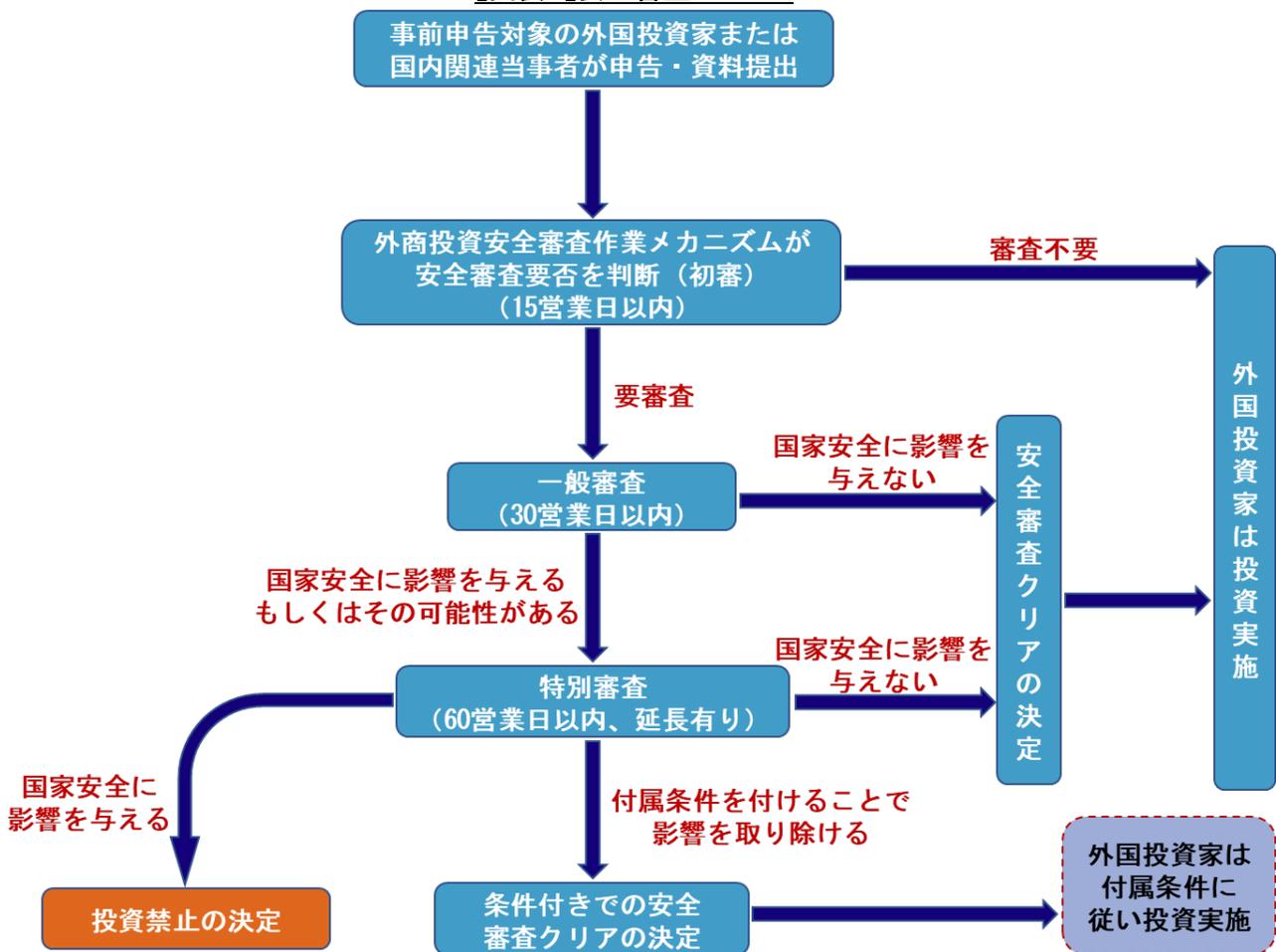
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0533-XF-0105.pdf>

□ 安全審査のフロー

「事前申告対象」に該当する外商投資を実施する際、外国投資家または国内関連当事者が申告を行うと定めています。作業メカニズム弁公室は審査後、「安全審査要否の決定」「安全審査クリアの決定」「条件付きでの安全審査クリアの決定」もしくは「投資禁止の決定」を書面にて申告者に通知するとしています。申請から許可／禁止までのフローは下表の通りです。

なお、関連機関、企業、社会団体、社会公衆などは外商投資が国家安全に影響を与えるまたはその可能性があると認めた場合、作業メカニズム弁公室に安全審査を実施するよう提言できると定めているため、企業の自主申告がなくても、作業メカニズム弁公室の判断、もしくは第三者の提言により申告を指示される可能性があります。

【図表2】安全審査のフロー



（『外商投資安全審査弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 法規違反した場合の懲戒措置

「事前申告対象」に該当する外商投資は、作業メカニズム弁公室による安全審査クリア、もしくは条件付きでの安全審査クリアの決定を受けて初めて実施できます。また、下記の状況の場合、期限付きで持分または資産を処分するとともにその他必要な措置を講じ、投資実施前の状態に戻し、国家安全への影響を取り除くよう命令されると規定しています。

### 関連法規違反行為

- ① 投資禁止の決定が下されたにも関わらず、投資を実施
- ② 本弁法の規定に基づいて申告せず投資を実施し、作業メカニズム弁公室による期限付き申告の命令を拒否
- ③ 虚偽資料の提供や関連情報の隠ぺいなどで安全審査クリアの決定を獲得し、投資を実施
- ④ 条件付きでの安全審査クリアの場合、付属条件に従い投資を実施せず、作業メカニズム弁公室による是正命令を拒否

また、事前申告対象に「申告せず投資実施」「条件付きにて安全審査クリアしたものの、付属条件に従わない」「虚偽資料の提供や関連情報の隠ぺい」などの状況がみられる場合、不良信用記録として国家の関連信用信息システムに組み入れ、国家の関連規定に基づき連携懲戒を実施しなければならないとも規定しています。

国家安全保障という概念が曖昧で、対象産業が広範で重要な農産物などの判断基準も不明確であり、安全審査の透明性も懸念されます。また、『本法』施行前にすでに投資しているものについて遡及し売却を命令するかどうかについても、懸念事項として残っています。

さらに、国家安全に影響を与える、外国投資家による証券取引所または国务院が許可したその他証券取引所からの国内企業の株式の購入について、『本法』の適用方法が今後公布される見通しです。今後、関連法規の公布や、『本法』及び関連する外商投資法、国家安全法などの実務運用に注視していく必要があると思われます。

\*

『本法』の詳細については、5 ページからの日本語仮訳および中国語原文をご参照ください。

なお、具体的な実務手続き等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

中国語原文	日本語仮訳
<p>中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 第 37 号</p> <p>《外商投资安全审查办法》已经 2020 年 11 月 27 日国家发展和改革委员会第 13 次委务会议审议通过，并经国务院批准，现予公布，自 2021 年 1 月 18 日起施行。</p> <p>国家发展和改革委员会主任：何立峰 商务部部长：钟山 2020 年 12 月 19 日</p> <p><b>外商投资安全审查办法</b></p> <p><b>第一条</b> 为了适应推动形成全面开放新格局的需要，在积极促进外商投资的同时有效预防和化解国家安全风险，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国国家安全法》和相关法律，制定本办法。</p> <p><b>第二条</b> 对影响或者可能影响国家安全的外商投资，依照本办法的规定进行安全审查。</p> <p>本办法所称外商投资，是指外国投资者直接或者间接在中华人民共和国境内（以下简称境内）进行的投资活动，包括下列情形：</p> <p>（一）外国投资者单独或者与其他投资者共同在境内投资新建项目或者设立企业；</p> <p>（二）外国投资者通过并购方式取得境内企业的股权或者资产；</p> <p>（三）外国投资者通过其他方式在境内投资。</p>	<p>中華人民共和国国家發展改革委員會 中華人民共和国商務部 令 第 37 号</p> <p>《外商投資安全審査弁法》は 2020 年 11 月 27 日、国家發展改革委員會の第 13 回委務會議の審議で可決し、國務院が批准した。ここに発布し、2021 年 1 月 18 日より施行する。</p> <p>国家發展改革委員會主任：何立峰 商務部部長：鐘山 2020 年 12 月 19 日</p> <p><b>外商投資安全審査弁法</b></p> <p><b>第一条</b> 全面的開放の新局面の推進・形成という需要に適應し、積極的に外商投資を促進すると同時に、有効的に国家安全リスクを予防・解消するため、『中華人民共和国外商投資法』『中華人民共和國国家安全法』と関連法律に基づき、本弁法を制定する。</p> <p><b>第二条</b> 国家安全に影響を与える、またはその可能性のある外商投資に対して、本弁法の規定に基づき安全審査を実施する。</p> <p>本弁法でいう外商投資とは、外国投資家が直接、または間接的に中華人民共和國国内（以下、「国内」という）で実施する投資活動を指す。以下の状況が含まれる。</p> <p>（一）外国投資家単独または他の投資家と共同による国内での新規プロジェクトへの投資もしくは企業の設立。</p> <p>（二）外国投資家の買収合併による、国内企業の持分もしくは資産の取得。</p> <p>（三）外国投資家による、その他方式での国内投資。</p>

**第三条** 国家建立外商投资安全审查工作机制（以下简称工作机制），负责组织、协调、指导外商投资安全审查工作。

工作机制办公室设在国家发展改革委，由国家发展改革委、商务部牵头，承担外商投资安全审查的日常工作。

**第四条** 下列范围内的外商投资，外国投资者或者境内相关当事人（以下统称当事人）应当在实施投资前主动向工作机制办公室申报：

（一）投资军工、军工配套等关系国防安全的领域，以及在军事设施和军工设施周边地域投资；

（二）投资关系国家安全的重要农产品、重要能源和资源、重大装备制造、重要基础设施、重要运输服务、重要文化产品与服务、重要信息技术和互联网产品与服务、重要金融服务、关键技术以及其他重要领域，并取得所投资企业的实际控制权。

前款第二项所称取得所投资企业的实际控制权，包括下列情形：

（一）外国投资者持有企业 50%以上股权；

（二）外国投资者持有企业股权不足 50%，但其所享有的表决权能够对董事会、股东会或者股东大会的决议产生重大影响；

（三）其他导致外国投资者能够对企业的经营决策、人事、财务、技术等产生重大影响的情形。

**第三条** 国は外商投資安全審査作業メカニズム（以下、「作業メカニズム」という）を構築し、外商投資安全審査作業の組織、調整、指導の責任を負わせる。

作業メカニズム弁公室は国家發展改革委員会に設置され、国家發展改革委員会、商務部が主導役となり、外商投資安全審査の日常業務を担う。

**第四条** 下記範囲内の外商投資、外国投資家または国内の関連当事者（以下、「当事者」と総称する）は投資を実施する前に、作業メカニズム弁公室に申告しなければならない。

（一）軍需産業、軍需関連など国防・安全に関わる分野への投資及び軍事施設・軍需産業施設周辺地域への投資。

（二）国家安全に関わる重要な農産物、重要なエネルギーと資源、重大装備製造、重要なインフラ、重要な輸送サービス、重要文化製品・サービス、重要な情報技術とインターネット製品・サービス、重要な金融サービス、基幹技術及びその他重要な分野への投資で、かつ投資企業の実質的支配権を取得する場合。

前項第 2 号でいう投資企業の実質的支配権の取得には、以下の状況が含まれる。

（一）外国投資家が 50%以上の持分を保有する。

（二）外国投資家が保有する持分の比率は 50%に満たないものの、その議決権は取締役会、株主会または株主総会の決議に重大な影響を与えることができる。

（三）外国投資家が企業の経営判断、人事、財務、技術などに重大な影響をもたらし得るその他のケース。

对本条第一款规定范围（以下称申报范围）内的外商投资，工作机制办公室有权要求当事人申报。

**第五条** 当事人向工作机制办公室申报外商投资前，可以就有关问题向工作机制办公室进行咨询。

**第六条** 当事人向工作机制办公室申报外商投资，应当提交下列材料：

- （一）申报书；
- （二）投资方案；
- （三）外商投资是否影响国家安全的说明；
- （四）工作机制办公室规定的其他材料。

申报书应当载明外国投资者的名称、住所、经营范围、投资的基本情况以及工作机制办公室规定的其他事项。

工作机制办公室根据工作需要，可以委托省、自治区、直辖市人民政府有关部门代为收取并转送本条第一款规定的材料。

**第七条** 工作机制办公室应当自收到当事人提交或者省、自治区、直辖市人民政府有关部门转送的符合本办法第六条规定的材料之日起 15 个工作日内，对申报的外商投资作出是否需要进行安全审查的决定，并书面通知当事人。工作机制办公室作出决定前，当事人不得实施投资。

本条第 1 項の規定範囲（以下、「申告範囲」という）内の外商投資について、作業メカニズム弁公室は当事者に申告を求める権利を有する。

**第五条** 当事者は作業メカニズム弁公室に外商投資を申告する前に、作業メカニズム弁公室に関連の質問について相談することができる。

**第六条** 当事者は作業メカニズム弁公室に外商投資を申告する際に、以下の資料を提出しなければならない。

- （一）申告書
- （二）投資プログラム
- （三）外商投資が国家安全に影響を与えるか否かに関する説明
- （四）作業メカニズム弁公室が定めるその他資料

申告書には、外国投資家の名称、住所、経営範囲、投資の基本状況及び作業メカニズム弁公室が定める其他事項を明記しなければならない。

作業メカニズム弁公室は仕事の必要に応じて、省、自治区、直辖市人民政府の関連部門に、本条第 1 項に規定された資料の代行受領と転送を委託することができる。

**第七条** 作業メカニズム弁公室は、当事者が提出した、または省、自治区、直辖市人民政府の関連部門から転送された、本弁法第六条の規定に合致する資料の受取日から 15 営業日以内に、申告した外商投資に対し安全審査が必要か否かを決定し、かつ書面にて当事者に通知しなければならない。作業メカニズム弁公室の決定が下るまでは、当事者は投資を実施してはならない。

工作机制办公室作出不需要进行安全审查决定的，当事人可以实施投资。

**第八条** 外商投资安全审查分为一般审查和特别审查。工作机制办公室决定对申报的外商投资进行安全审查的，应当自决定之日起 30 个工作日内完成一般审查。审查期间，当事人不得实施投资。

经一般审查，认为申报的外商投资不影响国家安全的，工作机制办公室应当作出通过安全审查的决定；认为影响或者可能影响国家安全的，工作机制办公室应当作出启动特别审查的决定。工作机制办公室作出的决定应当书面通知当事人。

**第九条** 工作机制办公室决定对申报的外商投资启动特别审查的，审查后应当按照下列规定作出决定，并书面通知当事人：

（一）申报的外商投资不影响国家安全的，作出通过安全审查的决定；

（二）申报的外商投资影响国家安全的，作出禁止投资的决定；通过附加条件能够消除对国家安全的影響，且当事人书面承诺接受附加条件的，可以作出附条件通过安全审查的决定，并在决定中列明附加条件。

特别审查应当自启动之日起 60 个工作日内完成；特殊情况下，可以延长审查期限。延长审查期限应当书面通知当事人。审查期间，当事人不得实施投资。

作業メカニズム弁公室が安全審査不要と決定を下した場合、当事者は投資を実施することができる。

**第八条** 外商投資安全審査は、一般審査と特別審査に分けられる。作業メカニズム弁公室は申告した外商投資に対し安全審査が必要と決定を下した場合、決定日から 30 営業日以内に一般審査を完成しなければならない。審査期間中には、当事者は投資を実施してはならない。

一般審査の結果、申告した外商投資が国家安全に影響を与えないと認められた場合、作業メカニズム弁公室は安全審査クリアの決定を下さなければならない。国家安全に影響を与える、またはその可能性があるとして認められた場合、作業メカニズム弁公室は特別審査開始の決定を下さなければならない。かつその決定を書面にて当事者に通知しなければならない。

**第九条** 作業メカニズム弁公室が申告した外商投資に対し特別審査開始の決定を下した場合、審査後に以下の規定に従い決定を下し、かつ書面にて当事者に通知しなければならない。

（一）申告した外商投資が国家安全に影響を与えない場合、安全審査クリアの決定を下す。

（二）申告した外商投資が国家安全に影響を与える場合、投資禁止の決定を下す。付属条件を付けることで国家安全への影響を取り除くことができ、かつ当事者が付属条件を書面にて承諾した場合、条件付きでの安全審査クリアの決定を下すことができ、決定にその付属条件を明記する。

特別審査は開始日から 60 営業日以内に完成しなければならない。特殊な場合は、審査期間を延長することができる。審査期間の延長は書面にて当事者に通知しなければならない。審査期間中、当事者は投資を実施してはならない。

**第十条** 工作机制办公室对申报的外商投资进行安全审查期间，可以要求当事人补充提供相关材料，并向当事人询问有关情况。当事人应当予以配合。

当事人补充提供材料的时间不计入审查期限。

**第十一条** 工作机制办公室对申报的外商投资进行安全审查期间，当事人可以修改投资方案或者撤销投资。

当事人修改投资方案的，审查期限自工作机制办公室收到修改后的投资方案之日起重新计算；当事人撤销投资的，工作机制办公室终止审查。

**第十二条** 工作机制办公室对申报的外商投资作出通过安全审查决定的，当事人可以实施投资；作出禁止投资决定的，当事人不得实施投资，已经实施的，应当限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影响；作出附条件通过安全审查决定的，当事人应当按照附加条件实施投资。

**第十三条** 外商投资安全审查决定，由工作机制办公室会同有关部门、地方人民政府监督实施；对附条件通过安全审查的外商投资，可以采取要求提供有关证明材料、现场检查等方式，对附加条件的实施情况进行核实。

**第十四条** 工作机制办公室对申报的外商投资作出不需要进行安全审查或者通过安全审查的决定后，当事人变更投资方案，影

**第十条** 作業メカニズム弁公室は申告した外商投資の安全審査期間中に、当事者に関連資料の追加提供を依頼し、関連状況を尋ねることができる。当事者はこれに協力しなければならない。

当事者による追加資料提供に係る時間は、審査期間には含まれない。

**第十一条** 作業メカニズム弁公室による申告した外商投資の安全審査期間中に、当事者は投資プログラムの修正、投資の取消を行うことができる。

当事者が投資プログラムを修正する場合、審査期間は作業メカニズム弁公室が修正した投資プログラムの受領日から再計算される。当事者が投資を取り消す場合、作業メカニズム弁公室は審査を終了する。

**第十二条** 作業メカニズム弁公室が申告した外商投資に対し安全審査クリアの決定を下した場合、当事者は投資を実施することができる。投資禁止の決定を下した場合、当事者は投資を実施してはならず、すでに実施した場合は、期限付きで持分または資産を処分するとともにその他必要な措置を講じ、投資実施前の状態に戻し、国家安全への影響を取り除かなければならない。条件付きでの安全審査クリアの決定を下した場合、当事者は付属条件に従い投資を実施しなければならない。

**第十三条** 外商投資安全審査の決定は、作業メカニズム弁公室が関連部門、地方人民政府とともに監督・実施する。条件付きでの安全審査クリアの外商投資に対しては、関連証明資料の提供、現場検査などの方式を通じて、付属条件の実施状況を検証することができる。

**第十四条** 作業メカニズム弁公室が申告した外商投資に対し安全審査不要、または安全審査クリアの決定を下した後、当事者が投資プログラムを変更し、国家安全に影

响或者可能影响国家安全的，应当依照本办法的规定重新向工作机制办公室申报。

**第十五条** 有关机关、企业、社会团体、社会公众等认为外商投资影响或者可能影响国家安全的，可以向工作机制办公室提出进行安全审查的建议。

**第十六条** 对申报范围内的外商投资，当事人未依照本办法的规定申报即实施投资的，由工作机制办公室责令限期申报；拒不申报的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影

**第十七条** 当事人向工作机制办公室提供虚假材料或者隐瞒有关信息的，由工作机制办公室责令改正；提供虚假材料或者隐瞒有关信息骗取通过安全审查的，撤销相关决定；已经实施投资的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影

**第十八条** 附条件通过安全审查的外商投资，当事人未按照附加条件实施投资的，由工作机制办公室责令改正；拒不改正的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影

**第十九条** 当事人有本办法第十六条、第十七条、第十八条规定情形的，应当将其作为不良信用记录纳入国家有关信用信息系统，并按照国家有关规定实施联合惩戒。

響を与える、またはその可能性がある場合、本弁法の規定に基づいて再度作業メカニズム弁公室に申告しなければならない。

**第十五条** 関連機関、企業、社会团体、社会公衆などは、外商投資が国家安全に影響を与える、またはその可能性があると認めた場合、作業メカニズム弁公室に安全審査を実施するよう提言することができる。

**第十六条** 申告範囲内の外商投資に対して、当事者が本弁法の規定に基づいて申告せず投資を実施した場合、作業メカニズム弁公室は期限付きの申告を命令する。申告を拒否した場合、期限付きで持分または資産を処分するとともにその他必要な措置を講じ、投資実施前の状態に戻し、国家安全への影響を取り除くよう命令する。

**第十七条** 当事者が作業メカニズム弁公室に虚偽の資料を提供したり、関連情報を隠ぺいした場合、作業メカニズム弁公室は是正を命令する。虚偽資料の提供や関連情報の隠ぺいなどで安全審査クリアの決定を得た場合はその決定を撤回する。すでに投資を実施した場合、期限付きで持分または資産を処分するとともにその他必要な措置を講じ、投資実施前の状態に戻し、国家安全への影響を取り除くよう命令する。

**第十八条** 条件付きでの安全審査クリアした外商投資に対して、当事者が付属条件に従い投資を実施しなかった場合、作業メカニズム弁公室は是正を命令する。是正を拒否した場合、期限付きで持分または資産を処分するとともにその他必要な措置を講じ、投資実施前の状態に戻し、国家安全への影響を取り除くよう命令する。

**第十九条** 当事者に本弁法の第十六条、第十七条、第十八条に規定された状況がみられる場合、不良信用記録として国家の関連信用情報システムに組み入れ、国家の関連規定に基づき連携懲戒を実施しなければならない。

**第二十条** 国家机关工作人员在外商投资安全审查工作中，滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、泄露国家秘密或者其所知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

**第二十一条** 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者进行投资，影响或者可能影响国家安全的，参照本办法的规定执行。

**第二十二条** 外国投资者通过证券交易所或者国务院批准的其他证券交易场所购买境内企业股票，影响或者可能影响国家安全的，其适用本办法的具体办法由国务院证券监督管理机构会同工作机制办公室制定。

**第二十三条** 本办法自公布之日起三十日后施行。

**第二十条** 国家機関のスタッフが外商投資安全審査作業において、職権濫用、職務怠慢、私利を図った不正行為、国家秘密または獲得した商業秘密の漏洩があった場合、法に基づいて処分を下す。犯罪を構成した場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

**第二十一条** 香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区の投資家が投資を実施し、国家安全に影響を与える、またはその可能性があるものについては、本弁法の規定に従い実行する。

**第二十二条** 外国投資家が証券取引所、または国務院が許可したその他証券取引所を通じて国内企業の株式を購入し、国家安全に影響を与える、またはその可能性がある場合、本弁法の適用に関わる具体的な方法については、国務院証券監督管理機構が作業メカニズム弁公室とともに制定する。

**第二十三条** 本弁法は公布日から 30 日後に施行する。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 郭嘉賓

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1153)

E-mail : [Jiabin.Guo@mizuho-cb.com](mailto:Jiabin.Guo@mizuho-cb.com)



MIZUHO

みずほ中国

— WeChat公式アカウント —

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。